諮問庁:独立行政法人住宅金融支援機構

諮問日:令和元年6月4日(令和元年(独情)諮問第24号)

答申日:令和元年10月28日(令和元年度(独情)答申第45号)

事件名:住宅ローンに対して特定指定保険会社との損害保険契約を義務付ける

根拠と理由が分かる文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下、併せて「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書48(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月28日付け住機個発第2373号により独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

審査請求人は、平成31年1月29日付け、処分庁に対して法人文書 開示請求を行い、同年2月28日付け、処分庁から上記1に記載する処 分を受けた。

しかし、本件処分は、審査請求人が開示請求した趣旨とは違う法人文書及び請求内容に応じない法人文書が開示決定された。(本件で4度目である)よって、請求の趣旨及び内容に応じた文書(『損害保険会社との業務委託契約』『金融機関との代理店契約書』『金融機関が損害保険契約を行うこと』など)を開示するよう審査請求する。

(2)意見書

審査請求人から令和元年7月18日付け(同月22日受付)で意見書が当審査会宛に提出された(諮問庁に対し、閲覧をさせることは、適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法9条2項の規定に基づき処分庁が、法人文書開示決定通知書(平成31年2月28日付け住機個発第2373号)により行った一部開示決定に対してなされたものである。

- 2 審査請求の理由について
 - 上記第2の2のとおり。
- 3 一部開示決定の妥当性について

平成31年1月29日付けで審査請求人が処分庁あて請求した「法人文書開示請求書」中の「1 請求する法人文書の名称等」において別紙のとおり審査請求人が請求を希望した法人文書について、処分庁で保有する法人文書から特定し、開示した結果である。処分庁が法人文書として作成しておらず、保有していない文書を除き、開示決定している。

ただし、氏名など特定の個人を認識することができる情報は、法 5 条 1 号に該当するため、これらの情報が記載されている部分は不開示としたものである。

さらに、認証的機能を有している印影は、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示としたものである。

したがって、一部開示とする原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月22日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年10月7日 審議
- ⑤ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件請求文書に該当する文書として、別紙の2に掲げる文書(本件 対象文書)を特定し、その一部を法5条1号及び2号に該当するとして不 開示とし、本件対象文書以外は保有していないとして不開示とする、一部 開示決定(原処分)を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象文書は本件請求文書とは異なる趣旨 の文書である等として、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処 分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性につい て検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分において本件対象 文書を特定した理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以 下のとおり説明する
 - ア 本件請求文書の(1)について

当該文書は、開示請求書の記載から、損害保険会社11社による共同保険契約である「独立行政法人住宅金融支援機構特約火災保険・特約地震保険」(以下「特約火災保険」という。)に関して、その制度内容、機構及び特約火災保険引受損害保険会社(以下「引受損保会社」という。)との関係等の分かる文書を求めるものであると解されるところ、機構と引受損保会社との間で交わした特約書(機構と引受損保会社の役割を定めたもの)及び付属約定書(幹事会社等の責任分担割合等を定めたもの)である文書1ないし文書45を特定し、一部開示決定したものである。

また、併せて機構において火災保険の加入を融資の条件としていることについての文書を求めるものであると解し、審査請求人の便宜を考慮し、当該内容について融資契約者向けの説明が記載されている文書46及び文書47を特定した。

なお、融資の対象となる建築物に火災保険を付させることに関連する規定については、独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書(平成19年4月1日住機規定第1号)に定められているが、本件開示決定の時点では、本件請求文書には該当しないと判断し、開示決定等していなかった。

機構において、他に請求の趣旨に適う文書は保有していない。

イ 本件請求文書の(2)について

当該文書は、平成8年以降に機構及び引受損保会社が特約火災保険の利用者(契約者)に対して案内告知したことが分かる文書を求めるものであると解されるところ、機構において、特約火災保険について契約者に告知を行うことはなく、引受損保会社による告知内容について機構において関与していないことから、請求の趣旨にかなう文書は取得、作成していない。

ウ 本件請求文書の(3)について

当該文書は、開示請求書の記載から、機構及び引受損保会社との間で取り交わした文書類を求めるものであると解されるところ、機構と引受損保会社との間で交わした特約書(機構と引受損保会社の役割等を定めたもの)及び付属約定書(幹事会社等の責任分担割合等

を定めたもの)である文書1ないし文書45を特定し、一部開示決 定したものである。

エ 本件請求文書の(4)について

当該文書は、開示請求書の記載から、融資手続の窓口となっている 金融機関において特約火災保険の契約事務手続を行うことに関する文 書を求めるものであると解されるところ、特約火災保険の契約事務手 続については、引受損保会社の規定により行っており、機構は関与し ていないことから、請求の趣旨にかなう文書は取得、作成していない。

オ 本件請求文書の(5)について

当該文書は、特約火災保険における機構と利用者(契約者)との関係についての文書を求めるものであると解されるところ、当該内容について利用者(契約者)向けの説明が記載されている文書48を特定し、開示決定したものである。

- (2)以下,検討する。
 - ア 諮問庁の上記(1)イ及び工の説明については、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情もないことから、本件開示請求のうち、本件請求文書の(2)及び(4)に該当する文書を、機構において保有しているとは認められない。
 - イ また、当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて 確認したところ、諮問庁の上記(1)における原処分で特定した文 書に関する説明についても、特段不自然、不合理な点は認められず、 これを覆すに足りる特段の事情もないことから、本件対象文書は、 本件請求文書に該当すると認められる。
 - ウ ただし、諮問庁が上記(1)アで保有していると説明する別紙の3 に掲げる文書について、当審査会において、諮問庁から提示を受け て確認したところ、本件請求文書に該当するものと認められる。

また、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明が不自然、不合理とまではいえないことから、機構において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象と して別紙の3に掲げる文書を保有していると認められることから、 これを新たに特定し、開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、一部開示した決定については、機構において、本件対象文書の外に開 示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有し ていると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等すべきで あると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

- (1)住宅ローン(融資)に対して,損害保険契約(火災保険)契約を特定指 定保険会社(特定損害保険会社A)に契約を義務付けているが,その根拠 と理由の解るもの一切全て。業務委託契約証書など一切全て。
- (2) また、平成8年より、機構、その特定指定保険会社が利用者(契約者) に案内告知したことが解るもの一切全て。
- (3) さらに、機構が損害保険会社に行わせている損害保険契約に関して解るもの一切全て。
- (4) 損害保険契約を特定した指定保険会社ではなく住宅ローン取扱の代理店 である金融機関に行わせている事が解るもの一切全て。
- (5) 損害保険契約について、機構と利用者(契約者)に関して解るもの一切 全て。

2 本件対象文書

- 文書 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特 約書(特定損害保険会社 A)
- 文書 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書(特定損害保険会社 B)
- 文書3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特定損害保険会社C)
- 文書 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書(平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け)(特定損害保険会社 C)
- 文書 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特 約に関する附属約定書(特定損害保険会社C)
- 文書 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書(特定損害保険会社 D)
- 文書7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特 約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特定損害 保険会社D)
- 文書 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書(平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け)(特定損害保険会社 D)
- 文書 9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特

- 約に関する附属約定書(特定損害保険会社D)
- 文書 1 0 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 E)
- 文書 1 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成 2 8 年 4 月 1 日付け)(特 定損害保険会社 E)
- 文書12 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社E)
- 文書 1 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社 E)
- 文書 1 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 F)
- 文書 1 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成 2 8 年 4 月 1 日付け)(特 定損害保険会社 F)
- 文書 1 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け) (特定損害保険会社 F)
- 文書 1 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社 F)
- 文書 1 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社G)
- 文書19 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特 定損害保険会社G)
- 文書20 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社G)
- 文書 2 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社G)
- 文書 2 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 H)
- 文書23 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特 定損害保険会社H)
- 文書24 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険

- 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社H)
- 文書 2 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社 H)
- 文書 2 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 I)
- 文書 2 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成 2 8 年 4 月 1 日付け)(特 定損害保険会社 I)
- 文書28 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社I)
- 文書 2 9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社 I)
- 文書 3 0 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 J)
- 文書31 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特 定損害保険会社J)
- 文書32 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険,地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社J)
- 文書33 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社K)
- 文書 3 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 L)
- 文書35 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特 定損害保険会社L)
- 文書36 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社L)
- 文書37 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社 L)
- 文書38 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社M)
- 文書39 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険

- 特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特定損害保険会社M)
- 文書40 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社M)
- 文書 4 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社M)
- 文書 4 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約書(特定損害保険会社 N)
- 文書43 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成28年4月1日付け)(特 定損害保険会社N)
- 文書44 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け) (特定損害保険会社N)
- 文書 4 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険 特約に関する附属約定書(特定損害保険会社N)
- 文書46 平成6年度版マイホーム新築融資のご案内
- 文書47 平成6年度版マイホーム新築融資のご案内 [別冊] すまい・る ガイド
- 文書48 特約火災保険・特約地震保険のご案内
- 3 改めて開示決定等すべき文書 独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書(第5の2(1)ア関係)